

株 主 各 位

本 店 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
東 京 本 部 東京都千代田区外神田三丁目12番8号

株式会社 アプラスフィナンシャル

代表取締役社長 野 口 郷 司

第61回定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の定時株主総会には「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号ロに基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

また、B種優先株主様、D種優先株主様、G種優先株主様及びH種優先株主様による各種類株主総会におきまして、別途会社法上必要とされるご決議をいただく予定です。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に第61回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会それぞれの各議案につき賛否をご表示の上、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX 4階 GALLERY Type S
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 株主総会の目的事項
【第61回定時株主総会】
報 告 事 項 1 第61期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第61期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- | | |
|----|----------|
| 議案 | 定款一部変更の件 |
|----|----------|

4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の議決権を有する株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.aplusfinancial.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容につきまして、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。
 - ◎ 決議の結果につきましては、上記の当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

第61回定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループの事業内容の多様化に対応し、事業目的を追加するものであります。

(変更定款案第2条)

- (2) 平成27年11月11日に5,000,000株を消却したG種優先株式の現在の発行済株式数に合わせ、発行可能種類株式総数を減ずるものであります。また、発行可能種類株式総数の変更に合わせて、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

(変更定款案第6条及び第7条)

- (3) 当社は発行する優先株式の一部について、平成27年11月、当社定款の規定に基づき金銭を対価として取得いたしました。残存する優先株式につきましても、当社グループの業績の安定化や自己資本の積み上げりの状況などを慎重に見極めた上で、柔軟に処理を進めていく方針としております。

今回の定款変更は、今後の優先株式の処理に備え、より機動的に実施することを目的とするもので、金銭を対価として取得する場合における取得価格の算出に用いる市場金利の参照日を明確にすることや、定款の規定に基づき当社が優先株式を取得する際の株主様へのご通知期間の短縮、その他軽微な語句の修正を行うものであります。

なお、本議案は、普通株主様、B種優先株主様、D種優先株主様、G種優先株主様及びH種優先株主様による各種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

(変更定款案第12条、第12条の2、第12条の3及び第12条の4)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。 1.～17. (省略) 18. 前各号に附帯する一切の業務。	第2条 (目的) 当社は、下の事業を営むことを目的とする。 1.～17. (現行のとおり) 18. 前各号に附帯する一切の業務なら <u>びに前各号の他銀行法により営むことのできる業務。</u>
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 3,970,250,000株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 3,965,250,000株とする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 3,914,000,000株 2. B種優先株式については 2,500,000株 3. D種優先株式については 8,500,000株 4. G種優先株式については 13,000,000株 5. H種優先株式については 32,250,000株 	<p>第7条 (発行可能種類株式総数) 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 普通株式については 3,914,000,000株 2. B種優先株式については 2,500,000株 3. D種優先株式については 8,500,000株 4. G種優先株式については 8,000,000株 5. H種優先株式については 32,250,000株
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
<p>第12条 (B種優先株式) (省略)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。 ② 当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。 ③ (省略) 2. (省略) <p>(非参加条項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしない。 	<p>第12条 (B種優先株式) (現行のとおり)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。 ② 当社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当(以下「B種優先中間配当金」という。)を行う。 ③ (現行のとおり) 2. (現行のとおり) <p>(非参加条項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>4. (省略)</p> <p>(議 決 権)</p> <p>5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。</p> <p>(株式の併合又は分割、<u>新株引受権等の付与</u>)</p> <p>6. (省略)</p> <p>② 当会社は、B種優先株主に対し、<u>新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p>7. (省略)</p> <p>(B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>ア. ～イ. (省略)</p> <p>ウ. 交付価額の調整</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(ハ) ～(ニ) (省略)</p> <p>(2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記②ウ(1)(ニ)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>4. (現行のとおり)</p> <p>(議 決 権)</p> <p>5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にB種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、<u>B種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u></p> <p>(株式の併合又は分割、<u>募集株式又は募集新株予約権の割当て等</u>)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>② 当会社は、B種優先株主に対し、<u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>7. (現行のとおり)</p> <p>(B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>ア. ～イ. (現行のとおり)</p> <p>ウ. 交付価額の調整</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(イ) (現行のとおり)</p> <p>(ロ) 株式分割がなされた場合 調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(ハ) ～(ニ) (現行のとおり)</p> <p>(2) ②ウにおける「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(上記②ウ(1)(ニ)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(3) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 上記②ウ(1)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。</p> <p>(i) 合併、資本の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合</p> <p>(ii) 第(i)号のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合</p> <p>(iii) (省略)</p> <p>(6) ~ (8) (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(i) (省略)</p> <p>(ii) ②ウ(1)(ロ)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円</p> <p>(iii) ~ (iv) (省略)</p> <p>エ (省略)</p> <p>③ (省略)</p>	<p>(3) ~ (4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 上記②ウ(1)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。</p> <p>(i) 合併、資本金の額の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合</p> <p>(ii) 上記(i)のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合</p> <p>(iii) (現行のとおり)</p> <p>(6) ~ (8) (現行のとおり)</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(i) (現行のとおり)</p> <p>(ii) ②ウ(1)(ロ)の株式の分割がなされた場合は0円</p> <p>(iii) ~ (iv) (現行のとおり)</p> <p>エ (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p>
<p>(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>9. 当社は、前項①号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。</p> <p>②~③ (省略)</p> <p>10. (省略)</p> <p>第12条の2(D種優先株式) (省略)</p>	<p>(B種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>9. 当社は、前項第1号の請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、取得し、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。</p> <p>②~③ (現行のとおり)</p> <p>10. (現行のとおり)</p> <p>第12条の2(D種優先株式) (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>② 当社は、第38条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円（以下「D種清算価値」という。）に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出された金額を支払う。</p>	<p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>② 当社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株主又はD種優先株式の登録株式質権者に対し、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</u></p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円（以下「D種清算価値」という。）に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出された金額を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。</p> <p>2012年4月1日(同日を含む。)から2019年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度(ただし、2013年3月31日(同日を含む。))に終了する事業年度を除く。)に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2013年3月31日(同日を含む。)に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に2.313%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2019年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</p>	<p>2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。</p> <p>2012年4月1日(同日を含む。)から2019年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度(ただし、2013年3月31日(同日を含む。))に終了する事業年度を除く。)に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2013年3月31日(同日を含む。)に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に2.313%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2019年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からD種優先株式条件変更日(以下に定義)の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p>	<p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直前の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からD種優先株式条件変更日(以下に定義)の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(非参加条項)</p> <p>3. D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて配当は<u>しない</u>。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき (i) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額(以下に定義)、及び (iii) 2019年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、D種最終配当金額及びD種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (省略)</p> <p>(議 決 権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会の<u>ときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで</u>D種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)</p> <p>6. (省略)</p> <p>② 当会社は、D種優先株主に対し、<u>新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を</u>与えない。</p> <p>7. (省略)</p>	<p>(非参加条項)</p> <p>3. D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて配当は<u>行わない</u>。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき (i) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額(本条第10項において定義)、及び (iii) 2019年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、D種早期取得費(本条第10項において定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、D種最終配当金額及びD種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(議 決 権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは<u>当該総会の時から、D種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、D種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで</u>D種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>② 当会社は、D種優先株主に対し、<u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない</u>。</p> <p>7. (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) D種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。)。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p> <p>8. (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) D種優先株式交付価額の調整</p> <p>(イ) 下記の算式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。)。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>
$\text{調整後D種優先株式交付価額} = \text{調整前D種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}$	$\text{調整後D種優先株式交付価額} = \text{調整前D種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}$
<p>「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。)を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</p>	<p><u>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。)</u>における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まれないものとして計算する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得させることができる証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとす</p> <p><u>る。</u></p> <p>「時価」とは、（i）普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、（ii）普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとす。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p>	<p><u>上記算式における「当会社の受領対価」とは、</u>該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味する。</p> <p><u>上記算式における「時価」とは、</u> （i）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、（ii）普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味する。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(ロ) 新株予約権の発行 当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p> <p>(ハ) 株式分割 <u>株式分割によって普通株式が発行された場合</u>、上記D種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当社が、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。）、D種優先株式交付価額はかかる配当の1株あたり金額（若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。</p>	<p>(ロ) 新株予約権等の発行 当社が<u>当会社</u>の普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、<u>当会社</u>の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な<u>当会社</u>の普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の<u>当会社</u>の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなされる。</p> <p>(ハ) 株式分割 <u>当会社の普通株式の分割がなされた場合</u>、上記D種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当社が、<u>当会社</u>の普通株式に関し、配当を支払い又は普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。）、D種優先株式交付価額は、<u>かかる</u>配当の1株あたり金額（又は現金以外による配当若しくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(ホ) その他取締役会が定める調整 本項(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)D種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後D種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するD種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p> <p>(ヘ) 解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又はD種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会がD種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにD種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>9. 当会社は、2015年6月1日(同日を含む。)から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p>	<p>(ホ) その他取締役会が定める調整 本項(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、資本金の額の減少、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、若しくは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、又は(iii)D種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後D種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するD種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p> <p>(ヘ) 解釈 本項に不明瞭な点がある場合、又はD種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会がD種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにD種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>9. 当会社は、2015年6月1日(同日を含む。)から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>(当会社による取得条項)</p> <p>10. 当会社は、いつでも（ただし、2017年6月1日以降に限る。）、取締役会の決議により定める日（以下本項において「取得日」という。）をもって、<u>D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。</u></p> <p>「D種優先株式取得価格」は、</p> <p>(i) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額（以下に定義）及び</p> <p>(iii) 2019年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「D種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2019年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額、又は、(ii) 取得日が2019年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかるD種最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全てのD種優先中間配当金額が差し引かれるものとする。</p>	<p>② <u>当会社は、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日</u><u>を通知、若しくは公告するものとする。</u></p> <p>③ D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>10. 当会社は、いつでも（ただし、2017年6月1日以降に限る。）、取締役会の決議により定める日（以下本項において「取得日」という。）をもって、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「D種優先株式取得価格」は、</p> <p>(i) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額（以下に定義）及び</p> <p>(iii) 2019年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「D種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2019年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額、又は、(ii) 取得日が2019年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかるD種最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全てのD種優先中間配当金額が差し引かれるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「D種早期取得費」とは、(i) D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップ・レートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2019年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (取得日が2018年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2019年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、D種最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(新設)</p>	<p>「D種早期取得費」とは、(i) D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップ・レートから取得日の20東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2019年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (取得日が2018年4月1日以降の場合には、当該取得日の20ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、<u>い</u> <u>ずれの場合も</u> 対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2019年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。<u>ただし</u>、D種優先株式取得価格、D種最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② <u>当社は、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>② D種優先株式の一部につき本条に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>11.～12. (省略)</p> <p>第12条の3（G種優先株式） (省略)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② 2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。 2008年4月1日（同日を含む。）から2015年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「G種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>	<p>③ D種優先株式の一部につき本条に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>11.～12. (現行のとおり)</p> <p>第12条の3（G種優先株式） (現行のとおり)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② 2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。 2008年4月1日（同日を含む。）から2015年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「G種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>「G種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップレート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>	<p>2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>「G種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ただし、<u>本条第11項に基づく取得にあたり、9月30日以前を</u>取得日とする場合は、<u>当該取得日の直前の4月1日及び10月1日</u>）（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップレート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当会社の残余財産を分配するときは、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、G種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき、(i) G種清算価値、(ii) G種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii) 2015年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、G種最終配当金額及びG種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (省略)</p>	<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当会社の残余財産を分配するときは、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、G種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき、(i) G種清算価値、(ii) G種最終配当金額（本条第11項に定義）、及び(iii) 2015年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G種早期取得費（本条第11項に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、G種最終配当金額及びG種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議 決 権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (省略)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに、当社がG種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(議 決 権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までG種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (現行のとおり)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに当社がG種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(2) G種優先株式交付価額の調整 (イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当会社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後G種優先株式交付価額} = \text{調整前G種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当会社の受領対価}}{\text{時価}}}$ <p>上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。))における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p>	<p>(2) G種優先株式交付価額の調整 (イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当会社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後G種優先株式交付価額} = \text{調整前G種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当会社の受領対価}}{\text{時価}}}$ <p>上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当会社の普通株式を対象とする新株予約権、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。))における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当会社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当会社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p> <p>上記算式における「時価」とは、 （i）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ii）当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p> <p>（ロ）～（二）（省略）</p>	<p>上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p> <p>上記算式における「時価」とは、 （i）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ii）当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価額を意味する。</p> <p>（ロ）～（二）（現行のとおり）</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整 本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、(ii)当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii)G種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後G種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p> <p>(へ) (省略) 10. (省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 11. 当会社は、いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、<u>G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</u> 「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。</p>	<p>(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整 本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i)合併、資本金の額の減少、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、(ii)当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii)G種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後G種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合には、当会社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p> <p>(へ) (現行のとおり) 10. (現行のとおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 11. 当会社は、いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「G種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p> <p>「G種早期取得費」とは、(i) G種清算価値に、(ii) G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レフレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフワード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対</p>	<p>「G種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p> <p>「G種早期取得費」とは、(i) G種清算価値に、(ii) G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レフレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフワード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 (新設)</p> <p>② G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。</p> <p>12.～13. (省略) 第12条の4 (H種優先株式) (省略) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金</p>	<p>応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② <u>当社は、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日</u>を通知、若しくは公告するものとする。</p> <p>③ G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。</p> <p>12.～13. (現行のとおり) 第12条の4 (H種優先株式) (現行のとおり) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② 2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。</p> <p>2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>	<p>金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p> <p>② 2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。</p> <p>2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「H種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>	<p>「H種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ただし、本条第11項に基づく取得にあたり、<u>9月30日以前を取得日とする場合は、当該取得日の直前の4月1日及び10月1日</u>）（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii) 2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (省略)</p>	<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額（本条第11項に定義）、及び(iii) 2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（本条第11項に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議 決 権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式100株当たり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (省略)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>10. (省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、<u>H種優先株主及びH種優先登録株式質権者</u>に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p>	<p>(議 決 権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までH種優先株式100株当たり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (現行のとおり)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに当社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>10. (現行のとおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「H種優先株式取得価格」とは、 (i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額、及び (iii) 2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>	<p>「H種優先株式取得価格」とは、 (i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額、及び (iii) 2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「H種早期取得費」とは、(i) H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (円LIBOR (360日ベース)) としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2016年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>	<p>「H種早期取得費」とは、(i) H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (円LIBOR (360日ベース)) としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2016年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>12.～13. (省略)</p>	<p>② <u>当社は、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日</u>を通知、若しくは公告するものとする。</p> <p>③ H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>12.～13. (現行のとおり)</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員6名は、任期満了となります。

つきましては、グループ経営体制強化のため、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
※ 1	わた なべ あきら 渡 部 晃 (昭和34年7月22日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成15年7月 同行マーケティング部部長 平成15年11月 同行資金部部長兼キャピタルマーケティング部部長 平成17年11月 同行I B業務管理部部長 平成18年4月 同行監査委員会事務局部長 平成21年1月 同行財務部門部長 平成22年6月 同行常勤監査役 平成23年6月 同行常務執行役員金融市場部門長 平成25年6月 シンキ株式会社常勤監査役 平成25年6月 新生フィナンシャル株式会社常勤監査役 平成28年4月 株式会社新生銀行執行役員個人担当（現任） 平成28年4月 新生フィナンシャル株式会社取締役（現任） 平成28年4月 当社顧問（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社新生銀行執行役員個人担当 新生フィナンシャル株式会社取締役	普通株式 0株
2	わた なべ まさ はる 渡 邊 昌 治 (昭和33年3月17日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成14年5月 同行I B業務管理部部長 平成16年4月 同行I B業務管理部部長 平成17年5月 昭和リース株式会社執行役員人事部長 平成21年6月 同社取締役兼常務執行役員人事総務部長兼人事グループマネージャー 平成22年9月 株式会社新生銀行執行役員人事部長 平成22年12月 同行執行役員人事部長 平成23年4月 当社副社長執行役員 平成23年5月 当社副社長執行役員グループ人事・グループ管理担当 平成23年6月 当社代表取締役副社長グループ人事・グループ管理担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長	普通株式 21,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
3	おく だ しょう いち 奥 田 正 一 (昭和34年10月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年3月 当社企業戦略部長 平成18年6月 当社関西営業部長 平成19年1月 当社商品部長 平成19年6月 当社執行役員商品部長 平成20年5月 当社執行役員マーケティング部 門副部門長兼ハウジングファイ ナンス部長 平成21年9月 当社執行役員マーケティング本 部長兼個人ファイナンス部長 平成22年4月 株式会社アプラス執行役員マー ケティング本部長兼個人ファイ ナンス部長 平成22年7月 同社執行役員最高事業責任者 (CBO) 事業部門担当個人ファイ ナンス部長 平成23年2月 同社執行役員最高事業責任者 (CBO) 事業部門企画担当 平成23年5月 同社執行役員事業部門長事業部 門企画担当 平成23年6月 当社取締役グループ事業担当 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 メイプル保険サービス株式会社代表取締役社長	普通株式 53,000株
4	やま した まさ し 山 下 雅 史 (昭和33年10月5日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成15年10月 同行営業第六部部长 平成17年5月 同行金融法人第二部部长 平成20年6月 同行法人営業本部部长 平成21年9月 同行総合企画部長 平成22年9月 同行執行役員総合企画部長 平成23年4月 同行執行役員チーフオブスタ ッフコーポレートスタッフ部門長 兼金融円滑化推進管理室長 平成23年6月 同行常務執行役員チーフオブ スタッフコーポレートスタッフ部 門長兼金融円滑化推進管理室長 平成25年4月 同行常務執行役員個人部門副部 門長兼コンシューマーファイ ナンス本部長 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成27年4月 株式会社新生銀行常務執行役員 個人部門長兼コンシューマー ファイナンス本部長 平成27年6月 同行常務執行役員個人部門長 平成28年4月 同行常務執行役員特命担当(グ ループ組織戦略主担当)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員特命担当(グ ループ組織戦略主担当) 新生フィナンシャル株式会社取締役	普通株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
※ 5	こざの よしあき 小座野 喜景 (昭和37年11月1日生)	昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成15年11月 同行クレジットトレーディング部長 平成18年7月 同行企業再生本部長 平成21年4月 同行プリシパルトランザクションズ本部長 平成23年6月 同行常務執行役員プリシパルトランザクションズ本部長 平成27年4月 同行常務執行役員法人部門副部門長兼プリシパルトランザクションズ本部長 平成27年5月 同行常務執行役員法人部門副部門長 平成28年4月 同行常務執行役員特命担当（グループ事業戦略主担当）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社新生銀行常務執行役員特命担当（グループ事業戦略主担当） 新生プリシパルインベストメンツ株式会社取締役 新生フィナンシャル株式会社取締役	普通株式 0株
6	しみず てつ ろう 清水 哲朗 (昭和42年10月11日生)	平成2年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成18年2月 楽天株式会社入社 平成22年1月 楽天Edy株式会社取締役事業統括部担当 平成23年9月 同社取締役常務執行役員 平成24年3月 株式会社新生銀行入行 リテール業務部部長 平成24年4月 同行顧客開発部長 平成25年4月 同行リテールバンキング本部長兼顧客開発部長 平成27年5月 同行執行役員リテールバンキング本部長 平成27年6月 同行執行役員個人営業本部長 平成27年6月 当社取締役（現任） 平成28年4月 株式会社新生銀行常務執行役員個人総括兼グループ事業戦略副担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員個人総括兼グループ事業戦略副担当 新生フィナンシャル株式会社取締役	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※7	すぎ え りく 杉江陸 (昭和46年7月13日生)	平成6年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成12年10月 アクセンチュア株式会社金融サービス業本部戦略グループシニア・コンサルタント 平成17年9月 アクセンチュア株式会社金融サービス業本部戦略グループシニア・マネジャー 平成18年12月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社クオリティ部マスター・ブラックベルト 平成20年9月 新生フィナンシャル株式会社総合企画室長 平成23年4月 同社執行役員総合企画室長 平成24年2月 同社執行役員総合企画室長兼リスクマネジメント部門長代行 平成24年6月 同社代表取締役社長兼CEO(現任) (重要な兼職の状況) 新生フィナンシャル株式会社代表取締役社長兼CEO	普通株式 0株
8	うち かわ はる や 内川治哉 (昭和45年10月31日生)	平成10年4月 弁護士登録 大阪弁護士会入会 御堂筋法律事務所入所 平成14年12月 東京弁護士会へ登録換え 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所所属 平成17年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー(現任) 平成18年6月 株式会社長谷工コーポレーション社外監査役 平成26年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
候補者杉江陸氏は、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は一部の個人ローンに関する事業において、当社グループと競業関係にあります。
3. 各取締役候補者の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行、同行の子会社であるシンキ株式会社及び新生プリンシパルインベストメンツ株式会社での業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者内川治哉氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
内川治哉氏につきましては、弁護士としての法曹界における経験・知見を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、当社とは独立した立場から監督していただくため選任をお願いするものであります。
内川治哉氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 内川治哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

7. 当社は、内川治哉氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当契約を継続する予定であります。
8. 当社は、内川治哉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中村純也氏が辞任により退任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者富田昌義氏は、監査役中村純也氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により退任した同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
とみ た まさ よし 富田昌義 (昭和39年6月8日生)	昭和63年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成17年5月 同行リテール業務部部長 平成18年9月 同行リテール業務部部長 平成24年2月 同行リテール業務部部長兼リテール人材開発部長 平成27年5月 同行執行役員リテール業務部部長兼リテール人材開発部長 平成27年6月 同行執行役員個人企画本部長 平成28年4月 同行執行役員個人担当兼個人企画部長（現任） (重要な兼職の状況) 新生フィナンシャル株式会社監査役	普通株式 0株

- (注) 1. 監査役候補者は新任候補者であります。
 2. 富田昌義氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 富田昌義氏の過去5年間及び現在における、当社の親会社である新生フィナンシャル株式会社、その親会社である株式会社新生銀行での業務執行者としての地位は、「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
 4. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
いし い ひろ し 石井浩史 (昭和37年2月23日生)	昭和59年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成9年4月 同行東京営業第四部次長 平成11年9月 同行審査部次長 平成12年9月 同行審査業務部次長 平成14年6月 同行仙台営業部次長 平成14年12月 株式会社エクイオン(現新生プロパティファイナンス株式会社) 営業部付部長 平成15年4月 同社業務部部长 平成21年3月 新生プロパティファイナンス株式会社業務部グループリーダー 平成21年6月 同社取締役(現任)	普通株式 0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は発行する優先株式の一部について、平成27年11月、当社定款の規定に基づき金銭を対価として取得いたしました。残存する優先株式につきましても、当社グループの業績の安定化や自己資本の積み上がりの状況などを慎重に見極めた上で、柔軟に処理を進めていく方針としております。

今回の定款変更は、今後の優先株式の処理に備え、より機動的に実施することを目的とするもので、金銭を対価として取得する場合における取得価格の算出に用いる市場金利の参照日を明確にすることや、定款の規定に基づき当社が優先株式を取得する際の株主様へのご通知期間の短縮、その他軽微な語句の修正を行うものであります。

なお、本議案は、定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されること、ならびに、B種優先株主様、D種優先株主様、G種優先株主様及びH種優先株主様による各種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
第12条の2 (D種優先株式) (省略)	第12条の2 (D種優先株式) (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>② 当社は、第38条に定める中間配当を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円（以下「D種清算価値」という。）に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出された金額を支払う。</p>	<p>(D種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、G種優先株式及びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>② 当社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株主又はD種優先株式の登録株式質権者に対し、D種優先株式に劣後する株式の株主及び登録株式質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。</u></p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として2,000円（以下「D種清算価値」という。）に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日（同日を含む。）から2005年3月31日（同日を含む。）までの実日数で日割計算（365日）して算出された金額を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。</p> <p>2012年4月1日(同日を含む。)から2019年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度(ただし、2013年3月31日(同日を含む。))に終了する事業年度を除く。)に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2013年3月31日(同日を含む。)に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に2.313%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2019年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</p>	<p>2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。</p> <p>2012年4月1日(同日を含む。)から2019年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度(ただし、2013年3月31日(同日を含む。))に終了する事業年度を除く。)に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2013年3月31日(同日を含む。)に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値に2.313%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2019年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からD種優先株式条件変更日(以下に定義)の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p>	<p>「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直前の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からD種優先株式条件変更日(以下に定義)の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。)(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(非参加条項)</p> <p>3. D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて配当は<u>しない</u>。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき (i) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額(以下に定義)、及び (iii) 2019年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、D種最終配当金額及びD種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (省略)</p> <p>(議 決 権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会の<u>ときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで</u>D種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)</p> <p>6. (省略)</p> <p>② 当会社は、D種優先株主に対し、<u>新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない</u>。</p> <p>7. (省略)</p> <p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p>	<p>(非参加条項)</p> <p>3. D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて配当は<u>行わない</u>。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、D種優先株式1株につき (i) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額(本条第10項において定義)、及び (iii) 2019年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、D種早期取得費(本条第10項において定義)を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、D種最終配当金額及びD種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(議 決 権)</p> <p>5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは<u>当該総会の時から、D種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、D種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時まで</u>D種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式又は募集新株予約権の割当て等)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>② 当会社は、D種優先株主に対し、<u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない</u>。</p> <p>7. (現行のとおり)</p> <p>(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)</p>

現 行 定 款		変 更 定 款 案	
8.	(省略)	8.	(現行のとおり)
②	(省略)	②	(現行のとおり)
(1)	(省略)	(1)	(現行のとおり)
(2)	D種優先株式交付価額の調整	(2)	D種優先株式交付価額の調整
(イ)	下記の公式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。)。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。	(イ)	下記の算式で計算するとD種優先株式交付価額が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後D種優先株式交付価額」という。)。調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
	調整後D種優先株式交付価額		調整後D種優先株式交付価額
	調整前D種優先株式交付価額		調整前D種優先株式交付価額
	\times		\times
	$\frac{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}$		$\frac{\text{発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数}}{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}$

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「みなし発行済み普通株式数」とは、<u>完全希薄化後の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。</u></p> <p>「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行若しくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。</p>	<p><u>上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、</u>当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている<u>当社の普通株式は一切含まれないものとして計算する。</u></p> <p><u>上記算式における「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行若しくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「時価」とは、(i) 普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii) 普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ) 新株予約権の発行 当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。</p>	<p><u>上記算式における「時価」とは、</u> (i) 当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後D種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii) 普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味する。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。</p> <p>(ロ) 新株予約権等の発行 当社が<u>当会社</u>の普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、<u>当会社</u>の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な<u>当会社</u>の普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみな<u>され</u>る。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(ハ) 株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記D種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当会社が、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。）、D種優先株式交付価額はかかる配当の1株あたり金額（若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。</p> <p>(ホ) その他取締役会が定める調整 本項（2）（イ）乃至（ニ）で規定されている調整に加え、（i）合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、（ii）普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、（iii）D種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後D種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するD種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p>	<p>(ハ) 株式分割 当会社の普通株式の分割がなされた場合、上記D種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。</p> <p>(ニ) 配当その他の分配 当会社が、<u>当会社の</u>普通株式に関し、配当を支払い<u>又は</u>普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。）、D種優先株式交付価額は、<u>かかる</u>配当の1株あたり金額（<u>又は</u>現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の1株あたりの公正市場価格）に相当する額を減額する。</p> <p>(ホ) その他取締役会が定める調整 本項（2）（イ）乃至（ニ）で規定されている調整に加え、（i）合併、<u>資本金の額の減少</u>、自己株式の取得、普通株式の併合、（ii）普通株式数の変更、若しくは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、<u>又は</u>（iii）D種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後D種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するD種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(へ) 解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又はD種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会がD種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにD種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>9. 当会社は、2015年6月1日(同日を含む。)から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、<u>D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)</u>がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>(新設)</p> <p>② D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。</p>	<p>(へ) 解釈 本項に不明瞭な点がある場合、又はD種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会がD種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにD種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>9. 当会社は、2015年6月1日(同日を含む。)から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日<u>(以下本項において「取得日」という。)</u>をもって、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式を交付することができる。ただし、当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</p> <p>② 当会社は、<u>D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日</u>を通知、若しくは公告するものとする。</p> <p>③ D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(当会社による取得条項)</p> <p>10. 当会社は、いつでも(ただし、2017年6月1日以降に限る。)、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、<u>D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</u></p> <p>「D種優先株式取得価格」は、 (ii) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額(以下に定義)及び (iii) 2019年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「D種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2019年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii) 取得日が2019年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかるD種最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全てのD種優先中間配当金額が差し引かれるものとする。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>10. 当会社は、いつでも(ただし、2017年6月1日以降に限る。)、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「D種優先株式取得価格」は、 (ii) D種清算価値、(ii) D種最終配当金額(以下に定義)及び (iii) 2019年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。</p> <p>「D種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2019年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii) 取得日が2019年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかるD種最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全てのD種優先中間配当金額が差し引かれるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「D種早期取得費」とは、(i) D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップ・レートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2019年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (取得日が2018年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2019年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、D種最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(新設)</p>	<p>「D種早期取得費」とは、(i) D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップ・レートから取得日の20東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) として Telerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2019年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (取得日が2018年4月1日以降の場合には、当該取得日の20ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (円LIBOR (360日ベース)) として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、<u>い</u>ずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2019年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。<u>ただし</u>、D種優先株式取得価格、D種最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② <u>当社は、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>② D種優先株式の一部につき本条に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>11.～12. (省略)</p> <p>第12条の3（G種優先株式） (省略)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>③ D種優先株式の一部につき本条に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>11.～12. (現行のとおり)</p> <p>第12条の3（G種優先株式） (現行のとおり)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>② 2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。 2008年4月1日（同日を含む。）から2015年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「G種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>	<p>② 2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。 2008年4月1日（同日を含む。）から2015年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「G種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「G種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップレート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>	<p>「G種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ただし、本条第11項に基づく取得にあたり、<u>9月30日以前を取得日とする場合は、当該取得日の直前の4月1日及び10月1日</u>）（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当会社の残余財産を分配するときは、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、G種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき、(i) G種清算価値、(ii) G種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii) 2015年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、G種最終配当金額及びG種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (省略)</p>	<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「G種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当会社の残余財産を分配するときは、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、G種優先株式に劣後する株式を有する株主又はG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき、(i) G種清算価値、(ii) G種最終配当金額（本条第11項に定義）、及び(iii) 2015年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G種早期取得費（本条第11項に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、G種最終配当金額及びG種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議 決 権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (省略)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに、当社がG種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(議 決 権)</p> <p>6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までG種優先株式100株あたり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (現行のとおり)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに当社がG種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(2) G種優先株式交付価額の調整 (イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	<p>(2) G種優先株式交付価額の調整 (イ) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行若しくは交付した、又は本号(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされるときにはいつでも(発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行又は交付は除外される。)、かかる発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される(以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。)。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>
$\text{調整後G種優先株式交付価額} = \text{調整前G種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}$ <p>上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。) における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p>	$\text{調整後G種優先株式交付価額} = \text{調整前G種優先株式交付価額} \times \frac{\text{発行又は交付前のみなし発行済み普通株式数} + \text{当社の受領対価時価}}{\text{発行又は交付後ののみなし発行済み普通株式数}}$ <p>上記算式における「のみなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合(当該証券又は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。) における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社又はその完全子会社の勘定で所有又は保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p> <p>上記算式における「時価」とは、 （i）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ii）当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p>	<p>上記算式における「当会社の受領対価」とは、当会社の普通株式の発行又は交付の場合には、当該発行又は交付により、当会社の普通株式の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又はその他同様の権利の発行若しくは交付の場合には、当該発行又は交付により、当該証券又は権利の対価として当社が受け取った、又は受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。</p> <p>上記算式における「時価」とは、 （i）当会社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、又は（ii）当会社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する当会社の普通株式の公正な価額を意味するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(ロ) ~ (ニ) (省略)</p> <p>(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整 本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i) 合併、減資、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、(ii) 当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii) G種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後G種優先株式交付価額の算出に関して使用するべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p>	<p>(ロ) ~ (ニ) (現行のとおり)</p> <p>(ホ) その他当会社の取締役会が定める調整 本号(2)(イ)乃至(ニ)で規定されている調整に加え、(i) 合併、資本金の額の減少、自己株式の取得、若しくは当会社の普通株式の併合、(ii) 当会社の普通株式数の変更、若しくは当会社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、又は(iii) G種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後G種優先株式交付価額の算出に関して使用するべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。</p>
<p>(ヘ) (省略)</p> <p>10. (省略)</p>	<p>(ヘ) (現行のとおり)</p> <p>10. (現行のとおり)</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当会社は、いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、<u>G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</u> 「G種優先株式取得価格」とは、(i) G種清算価値、(ii) G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii) 2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当会社は、いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「G種優先株式取得価格」とは、(i) G種清算価値、(ii) G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii) 2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「G種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>	<p>「G種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「G種早期取得費」とは、(i) G種清算価値に、(ii) G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (円LIBOR (360日ベース)) としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2015年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(新設)</p>	<p>「G種早期取得費」とは、(i) G種清算価値に、(ii) G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (円LIBOR (360日ベース)) としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2015年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② <u>当会社は、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>② G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>12.～13. (省略) 第12条の4（H種優先株式） (省略) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第38条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>③ G種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。</p> <p>12.～13. (現行のとおり) 第12条の4（H種優先株式） (現行のとおり) (H種優先配当金)</p> <p>1. 当会社は、第38条第1項に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>② 2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。 2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>	<p>② 2009年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。 2009年4月1日（同日を含む。）から2016年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下「H種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p> <p>2016年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきH種優先配当金として、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して、H種清算価値にH種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「H種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>	<p>「H種優先株式増加配当率」とは、(i) 当該基準日が属する事業年度の初日及びその直後の10月1日（ただし、本条第11項に基づく取得にあたり、<u>9月30日以前を取得日とする場合は、当該取得日の直前の4月1日及び10月1日</u>）（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、本項において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース)）としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ（又はその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii) 1.5%からH種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ（又はその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「H種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、及び(iii) 1.5%を合計した率とする。ただし、H種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第38条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当会社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額（以下に定義）、及び(iii) 2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (省略)</p>	<p>(非累積条項)</p> <p>2. ある事業年度において、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>4. 当会社は、第38条第2項に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきH種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「H種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>5. 当会社の残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、H種優先株式に劣後する株式を有する株主又はH種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき、(i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額（本条第11項に定義）、及び(iii) 2016年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、H種早期取得費（本条第11項に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、本項の目的上、H種最終配当金額及びH種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(議 決 権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式100株当たり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (省略)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>10. (省略)</p>	<p>(議 決 権)</p> <p>6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされる時までH種優先株式100株当たり1議決権を有する。</p> <p>7.～8. (現行のとおり)</p> <p>(当会社の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>9. H種優先株主は、2011年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するH種優先株式を当社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>② 前号の請求に基づく当社によるH種優先株式の取得と引換えに、当社がH種優先株主に交付すべき当会社の普通株式数は、当該H種優先株主が取得請求のために提出したH種優先株式のH種清算価値の総額をその時点で有効なH種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>10. (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、<u>H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</u></p> <p>「H種優先株式取得価格」とは、 (i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額、及び(iii) 2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>11. 当社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。</p> <p>「H種優先株式取得価格」とは、 (i) H種清算価値、(ii) H種最終配当金額、及び(iii) 2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。</p> <p>「H種最終配当金額」とは、(i) 取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii) 取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>「H種早期取得費」とは、(i) H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (円LIBOR (360日ベース)) としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2016年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>(新設)</p>	<p>「H種早期取得費」とは、(i) H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得日から2016年3月31日までの期間 (以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート (当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。) (ただし、取得日が2015年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (円LIBOR (360日ベース)) としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ (又はその承継ページ) に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。) (なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。) を減じた率 (ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率を0とする。) を乗じた額に、(iii) 取得日から2016年3月31日 (同日を含む。) までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>② <u>当会社は、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して、取得日の2週間前までに、当該取得日を通知、若しくは公告するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
② H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。 12.～13. (省略)	③ H種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。 12.～13. (現行のとおり)

以 上

メ モ

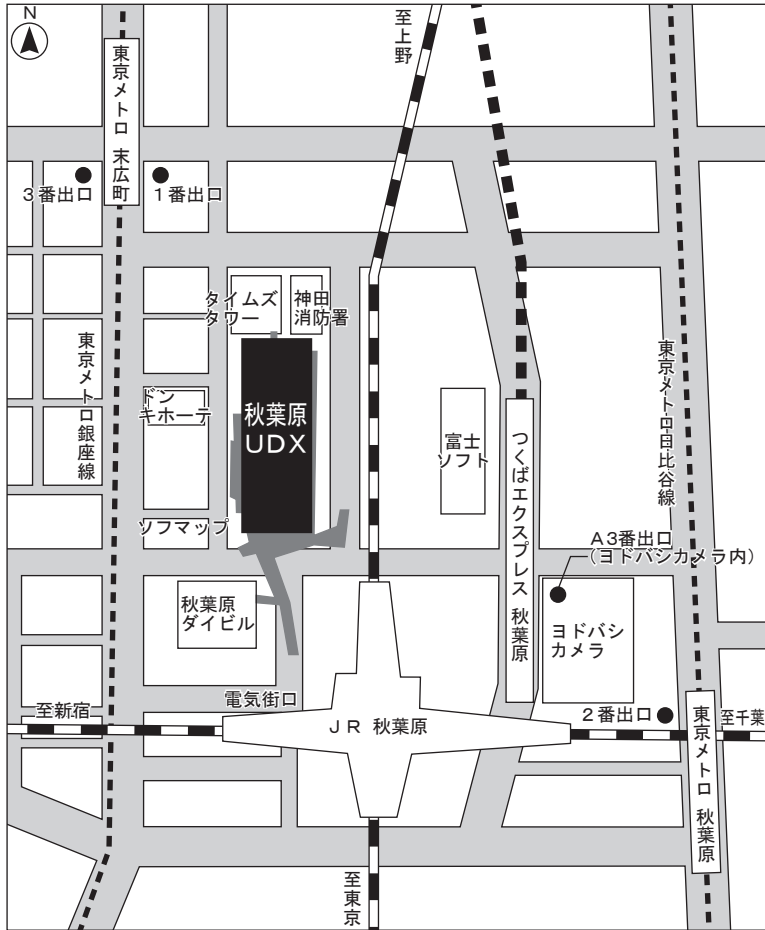
A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dashed lines for tracing and writing practice.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX 4階 GALLERY Type S



東京メトロ 銀座線	末広町駅（1番又は3番出口）より 徒歩3分
JR	秋葉原駅（電気街口）より 徒歩2分
つくばエクスプレス	秋葉原駅（A3出口）より 徒歩3分
東京メトロ 日比谷線	秋葉原駅（2番出口）より 徒歩4分

※駐車場の用意はいたしていませんので、最寄りの交通機関をご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。